

議案第39号

町田市教育委員会文書管理規程の全部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2024年3月29日提出

町田市教育委員会

教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、市長が保有する文書等の管理との統一的な取扱いを行うことを目的として、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会文書管理規程を全部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

## 1 改正理由

市長が保有する文書等の管理との統一的な取扱いを行うことを目的として、改正するものです。

## 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 町田市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関における文書等の取扱いについて、町田市文書管理規程の例による旨を規定します。

(2) この規程を引用している町田市教育委員会公印規程の規定を改めます。(附則関係)

## 3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## 4 その他

これまで町田市教育委員会文書管理規程については、町田市文書管理規程の規定に合わせて改正を行ってきました。今回の改正により、今後、町田市規程が改正された場合に、速やかに対応できることとなります。

なお、今回の改正と、同日に施行する町田市教育委員会電子署名規程により、今後、町田市教育委員会においても電子署名を行うことができることとなります。

## 町田市教育委員会文書管理規程

町田市教育委員会文書管理規程（平成17年7月町田市教育委員会規程第4号）の全部を改正する。

町田市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関における文書等の取扱いについては、町田市文書管理規程（平成17年3月町田市規程第10号）の例による。

### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（町田市教育委員会公印規程の一部改正）

2 町田市教育委員会公印規程（昭和47年7月町田市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>（押印の省略）</p> <p>第15条 町田市教育委員会文書管理規程（<u>令和 年 月町田市教育委員会規程第 号</u>）の規定により例によることとされる<u>町田市文書管理規程（平成17年3月町田市規程第10号）第26条</u>の規定により公印を押印する施行文書のうち、送付状、書簡文その他の教育長が別に定めるものについては、公印の押印を省略することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（押印の省略）</p> <p>第15条 町田市教育委員会文書管理規程（<u>平成17年7月町田市教育委員会規程第4号</u>）<u>第25条</u>の規定により公印を押印する施行文書のうち、送付状、書簡文その他の教育長が別に定めるものについては、公印の押印を省略することができる。</p> <p>2 略</p>